

京都市告示第 95 号

京都市市街地景観整備条例（以下「条例」という）第46条第1項の規定による，地域景観づくり計画書であることの認定をいたしましたので，その旨を同条第3項の規定に基づき，告示し，計画書を縦覧に供します。

平成25年4月15日

京都市長 門川 大作

1 地域景観づくり協議会の名称

一念坂・二寧坂 古都に燃える会

2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号

平成25年2月1日 第協004号

3 地域景観づくり協議地区の名称

一念坂・二寧坂 古都に燃える会景観づくり協議地区

4 地域景観づくり協議地区の対象地区

京都市東山区栴屋町

5 景観の保全及び創出の方針の概要

京都を代表する東山の起伏に富む地形に築かれた独特の風景を紡ぐ緑と坂・石畳などがゆっくりとした時間を流し，ここに住み，働く人々の思いが垣間見える大正数寄屋風建築が連なる重要伝統的建造群保存地区を含む地域として，古さを守りつつ，日々手を入れながら暮らしつつある日常と，観光都市京都を代表する清水寺などをはじめとする観光名所の中にあるという非日常が共存する，落ち着いたある街並みの質を自主的・自立的に向上させていくまちづくりを目指す。

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成25年4月15日から（ただし，土曜日，日曜日及び祝日は除く）

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く）

（都市計画局都市景観部景観政策課）